

# 北野小学校応援団会則

(名称)

第1条 本会は、北野小学校応援団(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域学校協働活動の理念に鑑み、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、学校における教職員によるきめ細かな指導の充実、地域住民等の学習成果の活用機会の拡充 並びに学校及び地域の教育力向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1)学びへの支援活動
- (2)環境への支援活動
- (3)表現への支援活動
- (4)安全への支援活動
- (5)その他学校が必要とする支援活動
- (6)学校を核とした地域活性化につながる活動

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同する個人、団体及び企業(以下「サポーター」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)会 計 1名

(4)幹事 若干名

(5)監査 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、役員会において審議し、総会において決定する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会務の執行に当たる。

4 監査は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を野洲市立北野小学校に置く。

(学校応援コーディネーター)

第10条 本会に事務局実務を担うため学校応援コーディネーターを置く。

2 学校応援団コーディネーターは学校長が推薦し、会長が委嘱した者とする。

3 学校応援団コーディネーターは第3条に定められた活動内容を実施するため、サポーターおよび各関係機関との連絡調整を図る。

(会議)

第11条 本会の会議(以下「会議」という。)は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が召集する。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

2 役員会において必要があると認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1)事業計画

(2)予算及び決算

(3)この会則の改廃

(4)役員を選出

(5)その他本会の運営に関する重要な事項

4 総会は、サポーターの2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

5 総会の議事は、出席したサポーターの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できないサポーターは、他のサポーターを代理人として表決を委任することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第12条 役員会(以下「学校応援団推進委員会」という。)は、会長、副会長、会計及び幹事をもって構成し、次の事項を協議する。

(1)総会に付議する事項の審議に関すること

(2)総会の議決により委任を受けた事項に関すること

(3)その他会長が必要と認めた事項

2 会長は、学校応援団推進委員会に学校応援団コーディネーター及び学校担当職員を出席させることができる。

(会計及び会計年度)

第14条 本会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この会則は、平成23年7月8日から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成23年7月8日から平成24年3月31日までとする。

3. 平成25年3月21日改定(第6条・役員を選出)

4. 平成26年5月28日改定(第5条・役員の人数変更)

5. 令和6年5月29日改訂(第2条・目的の変更)、(第3条・活動内容の追加)、(第5条・役員人数の変更)、(第9条・事務局条項の繰り上げ)、(第10条・学校応援団コーディネーター名称の改訂と職務内容の明記)、(第13条・学校応援団コーディネーターの名称の改訂)、(第11条～14条・条項の移動)